

高額介護/総合事業サービス費支給の申請について

高額介護/総合事業サービス費は、1ヶ月あたりの自己負担額（1～3割）が上限額（上限額表参考）を超えた場合に超えた部分が払い戻される制度です。

■この通知を送付させていただく方は次のとおりです

- 初めて高額介護/総合事業サービス費の対象となる方
- 過去に申請された口座名義人が死亡等の理由により、振込みができない方

■ご注意ください

- 高額介護/総合事業サービス費は、介護保険施設やサービス事業者等から送付されたデータをもとに、ご利用の約2ヶ月後に算定され、その翌月以降に支給します。
- 振込口座は、原則ご本人名義の口座でお願いします。（亡くなられた場合はご家族名義の口座）
- 振込エラーを防ぐため、初回の申請時には必ず通帳か通帳のコピーをお持ちください。郵送される場合は、通帳の表紙をめくったところをコピーして同封してください。
- 被保険者が亡くなられた場合の申請者は、ご家族様等になります。
- 初回到申請した振込口座を変更する場合は、再度申請書をご記入していただきます。
- 高額介護/総合事業サービス費の請求権は、領収日の翌日から2年で時効になります。
- 申請は初回のみとし、今後は、初回到届出があった口座に振り込みます。
※振込日のめやす・・・毎月25日（休日の場合は翌営業日）
- 申請の際は本人確認をします。被保険者氏名と申請者の住所が異なる場合は被保険者の介護保険証等もご持参ください。郵送される場合は写しを添付してください。被保険者の方が亡くなられた場合は申請者の本人確認書類（運転免許証など）のみお願いします。

【上限額表】令和3年8月1日以降に利用された介護サービス費から上限額が変更されます。

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方	44,400（世帯）
市民税課税世帯の方	44,400（世帯）
市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円超えの方	24,600（世帯）
市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者または、課税年金収入と合計所得金額※の合計が80万円以下の方	15,000（個人） 24,600（世帯）
生活保護受給者	15,000（個人）

令和3年8月から

区分	限度額
課税所得690万円以上（年収約1,160万円以上）の方	140,100（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上1,160万円未満）の方	93,000（世帯）
課税所得140万円以上380万円未満（年収約383万円以上770万円未満）の方	44,400（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400（世帯）
市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円超えの方	24,600（世帯）
市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者または、課税年金収入と合計所得金額※の合計が80万円以下の方	15,000（個人） 24,600（世帯）
生活保護受給者	15,000（個人）



※合計所得金額とは税法上の合計所得金額から長期譲り所得・短期譲渡所得の特別控除額、公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、所得金額調整控除適用後の合計所得から最大10万円控除した金額を用いています。

裏面の記入例を参考にして、別紙申請書を提出してください。

提出がない場合、振り込むことができませんのでご注意ください。

【担当】〒911-0035 勝山市郡町1丁目1-50 すこやか②番入口
勝山市 健康長寿課 介護福祉係 TEL：(0779) 87-0888

申請書の記入方法



表面

介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書・請求書

フリガナ		カツヤマ タロウ		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
被保険者氏名		勝山 太郎		保険者番号				1	8	2	0	6	3			
生年月日		昭和 XX 年 1 月 1 日 生		被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5		
住所		〒911-0035 勝山市郡町 1-1-50		性別	男											
				電話番号 (0779) 88-1111												
世帯構成	世帯主	勝山 太郎	昭和 XX 年 1 月 1 日	男	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5		
	世帯員	勝山 花子	昭和 XX 年 4 月 1 日	女	0	0	0	0	0	5	4	3	2	1		

勝山市長 様
上記のとおり高額介護（予防）サービス費の支給を申請・請求します。

令和 XX 年 X 月 XX 日

住所 〒911-0035
申請者 勝山市郡町 1-1-50 電話番号 (0779) 88-1111
氏名 勝山 太郎

注意 ・今回の支給以降、高額介護（予防）サービス費が支給される場合、申請手続は不要となります。
また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。
・給付制限を受けている方については、高額介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

この給付金の受領は振込先名義人に委任します。

申請者

高額介護（予防）サービス費を下記の口座に振り込んでください

被保険者氏名と口座名義人が異なる場合は被保険者氏名をご記入ください。
被保険者の方が亡くなっている場合は記入不要です。

口座振替 依頼欄	銀行	信用金庫	信用組合	農協	本店	支店	出張所	種目	口座番号						
	〇〇	××	××	××	××	××	××	1. 普通	1	2	3	4	5	6	7
	金融機関コード				店舗コード			2. 当座							
	フリガナ				カツヤマ タロウ			3. その他							
口座名義人		勝山 太郎													

裏面

申出書

勝山市長 殿

申請した高額介護（予防）サービス費の支給額に、調整すべき差額が生じた場合における当該差額と、調整が確定したとき以降に支給される高額介護（予防）サービス費支給額とを相殺することを申し出ます。

申請者氏名 勝山 太郎